葛巻町農業委員会
第 26 回総会議事録

1　日　時　令和８年８月 21 日(金)　　午後１時 32 分から午後１時 51 分

2　会　場　複合庁舎くずま～る　まき×まきホール

3　会議に付した議案

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について

議案第１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第３号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

4　出席委員

①門　場　政　一	②久　保　　淳	③藤　森　康　隆
④明　石　義　信	⑤折　元　大　樹	⑥戸　花　豪　紀
⑦山　本　一　英	⑧星　野　順　子	⑨外　平　静　子

5　欠席委員

なし

6　議事録署名委員

⑥戸　花　豪　紀　　⑦山　本　一　英

7　書記（農業委員会事務局）

折　本　　誠（事務局長）　和　野　美　歌（事務局長補佐）

議　長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第 26 回総会を開会します。

本日の出席委員は９名中９名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、17 番芳田推進委員より欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は６番戸花委員、７番山本委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を行います。会期は、本日１日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。

次に日程第３、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月　日	内　　容	出　席　者
7 月 24 日	岩手県農業公社との契約会 （４Ａ会議室）	折本
7 月 29 日	八幡平農業改良普及センター主催就農相談会① （３Ａ会議室）	木戸場推進委員、折本
7 月 30 日	町畜産クラスター協議会通常総会 （４Ｃ会議室）	門場会長
7 月 31 日	農業者等が行う簡易な基盤整備に関する研修会 （ＷＥＢ）	和野
8 月 4 日	農業者年金加入推進実践研修会 （ＷＥＢ）	和野
8 月 17 日	現地確認 （町内）	戸花委員、星野委員、 事務局

議　長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第３、会務報告を終わります。

次に日程第４、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は１ページをご覧ください。

農地法第３条の３の規定による届出書を１件受理しましたので、ご報告いたします。

●●地区の●●●●●さんが、畑１筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、８月 14 日に送付させていただいております。以上でございます。

議　長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第１号を終了いたします。

次に日程第５、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は２ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

申請地は、●●第●●地割字●●●の牧場１筆、53,697㎡のうち1,214㎡を風力発電設備の工事作業用地として一時的に使用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。

申請書は３ページになります。

右側の「４転用の目的に係る事業の資金計画」ですが、工事費は150,000,000円であります。

くずまき第二風力発電所の風車の３号機で、倍速機交換工事を行う工事用地として、必要最小限の面積を使用するものでございます。

期間は、許可の日から２ヶ月の予定となっております。４ページからは、事業計画、配置図、位置図を添付しております。

９ページの意見書をご覧ください。

「４農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。なお、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を８番星野委員にお願いします。

８　番（星野委員）

現地確認の結果を報告します。

大型機械の移動に必要となる部分を転用するものであり、必要最小限の面積としていることから、作業効率の面からみても妥当と思われます。また、事業完了後は速やかに原状復帰を行う予定であり、問題はないと思われます。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を提出いたします。

次に日程第６、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 11 ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

申請地は、●●第●地割字●●の畑１筆、412 ㎡であり、令和８年３月 19 日に永久転用許可しているものであります。当初は更地での建築資材等の置場として許可を受けておりましたが、資材を設置するための重機等機材の保管場所として屋根付きの設備が必要となったため、計画を変更するものであります。12 ページに変更許可申請書、14 ページから 16 ページに当初の申請書類を添付しております。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、６番戸花委員にお願いします。

６　番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。

現在、建築資材等の置き場として利用されている土地であり、事業計画の変更により屋根付きの保管設備を整備しても資材置場のスペースは確保されていることから、問題はないと思われました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を提出いたします。

議　長（門場会長）

次に日程第７、議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号６番戸花委員が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（６番　戸花委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 17 ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●●地区の●●●●●●さん所有の畑３筆、計 38,560 ㎡を●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。戸花委員は入室してください。

（６番　戸花委員　入室）

議　長（門場会長）

次に日程第８、議案第４号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号８番星野委員が賃借人の親族となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（８番　星野委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 18 ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

１番は、●●地区の●●●●さん所有の田 10 筆、畑２筆、計 12 筆、11,858 ㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

19 ページをご覧ください。

２番は、●●地区の●●●●さん所有の田３筆、計 1,639 ㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第４号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第４号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。星野委員は入室してください。

（８番　星野委員　入室）

議　長（門場会長）

次に日程第９、議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号８番星野委員が賃借人の親族、12 番山崎推進委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（８番　星野委員、12 番　山崎推進委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 20 ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

●●地区の●●●●さん所有の田６筆、畑３筆、計９筆、10,311 ㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第５号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。星野委員、山崎推進委員は入室してください。

（８番　星野委員、12 番　山崎推進委員　入室）

議　長（門場会長）

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 26 回総会を閉会いたします。